

テーマ6 収入金額



ポイント整理

1 はじめに

収入金額については、法36において「収入すべき金額」を計上することとしている。

しかし、収入の性質は多岐に渡るため、別段の定め等により補足しており、その項目はかなり多くなっている。

2 個別理論

理論マスター 3-1	所得計算の通則
理論マスター 3-2	収入金額の別段の定め
理論マスター 3-3	収入・費用帰属時期の特例 など

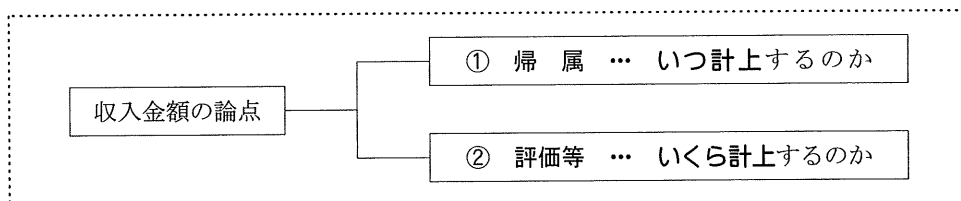
3 応用理論のポイント

1. 収入金額の論点

収入金額についての論点は、帰属（いつ計上するのか）に関する論点と、評価等（いくら計上するのか）に関する論点の2つに大別することができる。

さらに、それぞれの論点の中でも多くの規定が存在するため、応用問題に対応するためには、収入金額に関する規定の体系を踏まえた上で、それぞれの規定の位置づけ及び内容が把握できるかどうかのポイントとなる。

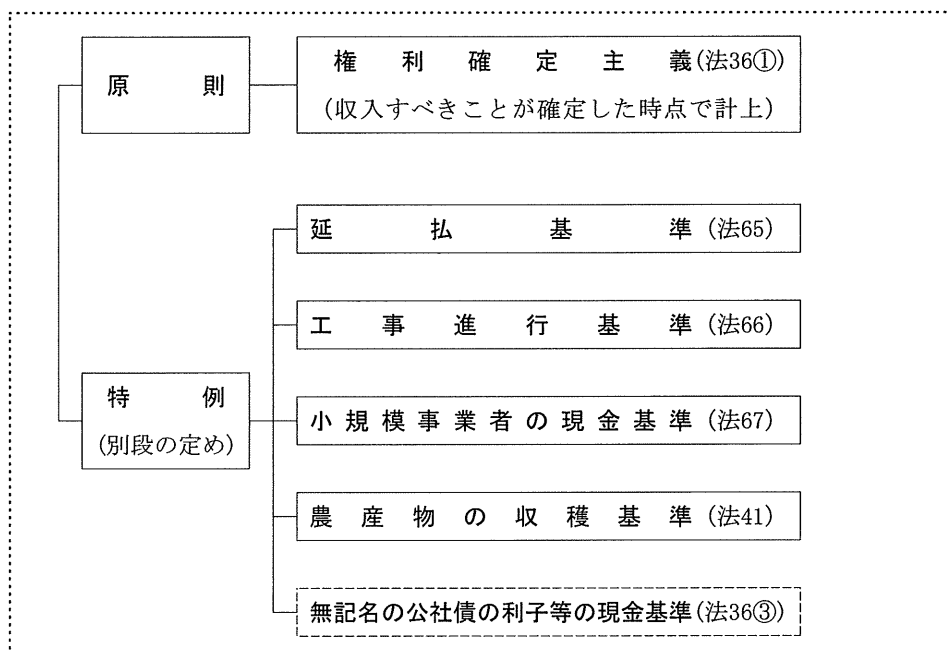
【 収入金額の論点 】



2. 収入金額の帰属の体系

収入金額の帰属についての体系は、次のとおりである。

【 収入金額の帰属の体系 】



【 帰属時期の特例の内容 】

項 目	対 象 資 産 等	処 理	所 得
延 払 基 準	棚卸資産の販売 工事(製造を含む)の請負 役務の提供	収入・費用の 繰 延 計 上	事 業 所 得
工 事 進 行 基 準	工事(製造等を含む)の請負	収入・費用の見越計上	事 業 所 得
小 規 模 事 業 者 の 現 金 基 準	_____	収入・費用の現金 基準による計上	不 動 産 所 得 事 業 所 得
収 穫 基 準	農産物の収穫	収入の見越計上	事 業 所 得
無記名の公社債の 利子等の現金基準	_____	収入の現金基準 による計上	利 子 所 得 配 当 所 得